

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力結日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ジャマイカ	ジャマイカ政府に対する贈与に 関する日本国政府とジャマイカ 政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	100,000 千円 -----	H27.2.26 キンクス トンで (同日)	日本側 高瀬康夫在ジャマ イカ大使 ジャマイカ側 ピーター・ D・フアイリツクス財務・ 計画大臣	H27.3.20 78号
ジャマイカ	ジャマイカ研究所展示・視聴覚 機材整備計画のための贈与に関 する日本国政府とジャマイカ政 府との間の交換公文	ジャマイカ研究所展示・視聴覚機材整備計画を実施す るために必要な生産物及び役務の購入	58,100 千円 H30.7.31 まで	H27.9.30 キンクス トンで (同日)	日本側 中野正則在ジャマ イカ大使 ジャマイカ側 ピーター・ D・フアイリツクス財務・ 計画大臣	H27.10.29 387号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。